

**令和5年度
国民健康保険税の賦課限
度額が変わります**

国民健康保険税賦課限度額が
(表1)のとおり変更となります。

(表1)

賦課限度額	令和4年度 (A)	令和5年度 (B)	前年度比 (B) - (A)
医療給付費分	65万円	65万円	
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	2万円↑
介護納付金分	17万円	17万円	
計	102万円	104万円	2万円↑

問町民課
☎内線274

**令和5年度
国民健康保険税と
後期高齢者医療保険料の軽
減判定所得が変わります**

低所得世帯に対する軽減が
(表2)のとおり変更となります。

(表2)

軽減割合	軽減判定所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+(29万円×被保険者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数※)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

・世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘ずる金額を改正しました。
5割軽減：改正前28.5万円→改正後29万円 ・ 2割軽減：改正前52万円→改正後53.5万円
※国民健康保険税については、特定同一世帯所属者の数を含みます。

低所得世帯に対する軽減は、
前年の所得の申告がないと適用
されません。必ず申告をお願い
します。

問町民課
☎内線274

納付には便利な口座振替を！

一度手続きをすれば、納付の
手間が省けます。ぜひ、引き落
としを希望する金融機関または
大磯町役場・国府支所へお申込
みください。

お申込みの際は、ご利用され
る金融機関の届出印をお持ちく
ださい。

**令和5年度保険税(料)の決定
通知の発送時期について**

決定通知書の発送時期は左表
のとおりです。決定額は、同封
の決定通知書等をご確認ください。

税・料	発送時期
介護保険料	6月中旬
国民健康保険税	
後期高齢者医療保険料	7月中旬

問福祉課
☎内線302
問町民課
☎内線274

**児童手当
現況届が原則不要になりました**

毎年6月1日時点の受給資格
を確認するため、現況届の提出
が必要でしたが、令和4年度か
ら住民基本台帳等で確認できる
場合は、提出が不要になりました。

なお、受給資格を住民基本台
帳等で確認できない方について
は、6月初旬以降に現況届を送
付しますので、必要書類を添付
のうえ、提出してください。(郵
送可)

また、昨年の現況届の提出時
以降に新たに次の項目に該当と
なった方は、**再度、現況届の提
出が必要となります。**

- 離婚協議中で配偶者と別居し
ている方
 - 配偶者からの暴力等で住民票
の住所地と異なる市区町村
で受給している方
 - 児童の戸籍や住民票がない方
 - 施設等受給者
- ▼提出先
子育て支援課(公務員の方
は、勤務先にお問合せください)
詳細は、町ホームページをご
覧ください。

▼ご注意ください

令和4年10月支給分から、児
童を扶養している方の所得が所
得上限限度額を超えた場合、受
給資格が喪失し、児童手当等は
支給されなくなりました。

なお、資格喪失した場合で
も、次年度以降対象となる場合
は、再度、認定請求書の提出が
必要となります。

※所得上限限度額については、
町ホームページをご覧ください。

問子育て支援課
☎内線305

